



訪問型病児・病後児保育 利用料助成事業

事業の概要

子どもが病気で保育園や学校に行けず、保護者が仕事などの理由で看護できないときに、市が指定する事業者が提供するベビーシッター等による保育サービスを利用した世帯に、その利用料の一部を助成します。

助成の内容

*対象児童 生後57日から小学校6年生まで。

*利用料のうち、1時間につき **1,000** 円^{*1} を上限に助成します。

*1日の利用助成時間は **11時間** まで。

*1人の児童につき、年間 **44,000** 円^{*2} まで。

(生活保護世帯・市民税非課税世帯は、それぞれ2,000円^{*1}と88,000円^{*2}とします。)

※助成券やクーポン券等で他からの助成を受けている場合は、その金額は助成の対象になりません。

※入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は原則として助成の対象になりませんが、月会費に一定の回数分の保育料が既に含まれている場合など、一部、保育にかかる費用とみなして助成の対象となる場合もあります。

※保育サービスを利用した日の前後5日以内に、医療機関を受診していることが必要です。

申請方法

*以下の書類を持参のうえ、手続きを行ってください。

- ①申請書 ②請求書 ③保育サービスの領収書(利用明細書)
④医療機関の診療明細書

*上記①②は、市ホームページからダウンロードできます。

*その他、対象となる事業者や事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。



狛江市ホームページ

■申請場所・問い合わせ

狛江市子ども家庭部子ども政策課企画支援係
電話 03-3430-1111 内線 2312